

3. 提言書案説明

報告者 副会長 柴田伸治

全体の目的と狙い

この提言書は、市民が主体となり、自らまちづくりを進めていくために、市民がどのような権利がある、どのような役割を果たさなければならないのか、をまとめている。さらに、まちづくりの主役を改めて市民と定義した際に、議会や行政がどのような役割を果たす必要があるのか、といった視点でまとめている。

なかでも、町内会や連区などの地域で活動する地域活動団体と、ボランティア活動や市民活動などを行うN P Oが、まちづくりの重要な役割を果たすと考えている。

また、西成連区で現在進められている地域づくり協議会の取り組みを条例として明確に位置づけ、全市に広げることも盛り込んでいる。

なお、上記目的を達成するために、新たな条例として、住民投票条例や議会基本条例の制定が望まれることを提言している。

章立ては、名称、前文、総則、市民参加のまちづくり、市民自治の仕組み、議会の役割と責務、行政の役割、実効性の確保という章立てとなっている。

名称

市民自らがまちづくりを主体的に進めていくために、「市民自治によるまちづくり基本条例」とした。

提案の名称のほか、市民参加を重視する観点から、「まちづくり基本条例」とする意見が多数あった。これは、市民が中心となりより身近な問題を、行政に頼ることなく、あるいは行政、議会とともに「まちづくり」をするという市民主体の「想い」を表わそうという意見である。

一方、「一宮市自治基本条例」とする意見もあった。この条例が、他の条例や、議会ならびに行政の行動に規範性をもち、市民、議会、行政の協働の仕組みづくりを重視する名称がよい、という意見である。

これら両者の特徴を含み、かつ、名称のみでこの条例の策定の趣旨を市民に伝えることができるものとして、この名称を提案する。

この名称案では、「一宮市」が入らないが、一宮市は自明であり、名称に入れる必要はないと考えた。

前文

前文も委員で何度も議論した。前文を書いた方がいい、という意見もあったが、提言する者が、前文を書いていいのか、ということがあって、この形で提案させてもらっている。

一宮市の歴史・文化・地理的な状況を踏まえ、未来に向けた新しいまちづくりを進めるために、条例制定の基本的な理念が記述される必要がある。条例制定の基本的な理念を表す重要なキーワードとして、市民一人一人の主体性、市民自治、市民参加、協働、情報共有なども挙げた。また、一宮市民憲章を尊重する旨の記述が必要で、なぜこの条例が必要なのかを記述する必要があるとした。

第1章 総則

目的として「市民が主人公となり、まちづくりを担うための権利と責務を明らかにし」、「市民自らがまちづくりを担うための仕組みや制度を定め」、「そのために必要な、議会や行政の役割と責務を明らかにします。」とし、この条例を一宮市の最高規範として位置づけている。

また、まちづくりの基本原則として、市民自治の原則、参加の原則、協働の原則、情報共有の原則を提言している。

市民自治がまちづくりの基本であること。

市民参加が保障されること。

市民・議会・行政の基本的な関係は対話に基づく信頼を基調とした協働関係であること。

まちづくりに関する情報が全てのまちづくりの担い手の間で共有されること。

この4つの原則を提案し、総則に入れている。

また、この条例で使う「まちづくり」「市民」「NPO」「地域活動団体」「活動団体」といった用語を定義している。

まちづくりとは、かたちとして目に見える、道路、建物、下水道、公園、広場や、かたちこそ見えないが、伝統、文化、歴史、産業、教育、自然、人と人のつながり、心と心のふれあいなど、市民の暮らしを支える全てのものを、より良くしていく、持続的な活動をいう。

市民とは、まちづくりの担い手として、「一宮市に属しているという意識を持っている者」で、具体的には市内に住所を持っている者、学生などの住民票を有しないが、市内に居住する者、市内で就業する者、市内で就学する者、市内で活動する者、市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体をいう。

地域活動団体とは、地域に根ざし、地域の公共の利益を図ろうとする市民のグループで、具体的には町内会、女性の会、老人会、子供会、連区町会長会など、地域の諸課題の解決に取り組む団体をいう。

NPOとは、「ハンディーを持つ人に社会進出の機会を提供しよう」「ホタルが飛び交う小川を甦らせよう」などの、特定の公共的な目的やテーマを持ってつくられた非営利の民間組織（法人格の有無を問わない。公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体など）をいう。

活動団体とは、まちづくりのために活動するすべての組織で、具体的には市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体、NPO、地域活動団体などの総称をいう。

第2章 市民参加のまちづくり

ここでは7点挙げている。

「市民の権利と責務」「情報公開・共有」「評価」「参加の機会・実施」「総合計画によるまちづくり」「意見要望苦情等への応答義務等」「住民投票」である。

市民の権利として、2つ提案している。

参加する権利がある。情報を知る権利がある。そのために、行政は、情報を公開し、参加の機会を提供する必要がある。

また、市民の責務として、2つ提案している。

市民はまちづくりに積極的に協力、関わる。地域活動団体、NPO等は、情報を市民に積極的に公開する。そのために、市民は情報を議会・行政と共有すること、議会・行政の活動を評価していくことが、必要であるとしている。

また、議会による間接民主主義を補完する仕組みとして、住民投票条例を定める必要があるとしている。

より具体的には、以下を提言している。

市民の権利として、

市民はまちづくりに参加する基本的な権利があり、その機会を均等に有します。

未成年者はまちづくりに参加する権利を有します。ただし、強制されることがあってはなりません。

市民によるまちづくり活動は自主性と自立性が尊重され、保障されなければなりません。

まちづくりに興味があっても参加する時間が無い人にも意思を表明できる機会をもてるよう考慮する必要があります。

市民はまちづくりや税金の使い方に関して議会、行政が保有する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。特に市民生活に重大な影響を与える決定や一定規模以上の事業については、計画段階から知る権利があります。

市民の責務として、

市民はまちづくりに参加する責務があります。ただし、参加しなかったことに対して不利益を被りません。

活動団体は、情報を市民に積極的に公開していく責務があります。特に助成金や補助金、寄付などを得た団体はその用途及び活動結果について公開しなければなりません。

「市民が選ぶ市民活動支援制度」は、市民が市民の自主的な活動を支えるという趣旨であり、まちづくりを進めるために大変重要な仕組みです。市民・活動団体・行政などが協力して、この仕組みを盛り上げていくことが重要です。

第3章 市民自治の仕組み

第3章は、以下の項目から成り立っている。協働のまちづくり、まちづくりと地域活動団体、まちづくりとNPO、活動団体の支援・育成、地域づくり協議会。この項目のポイントは、町内会などの地域活動団体と、ボランティア団体、NPO法人などのNPOをまちづくりの主要な担い手であると位置づけ、議会や行政と対等な立場で、協働でまちづくりを行うこととしている。また、その地域活動団体、NPOを市民、議会、行政が積極的に支援していくことが必要であるとしている。

さらに、一宮市に住む住民自らが、身近な地域課題の解決を目指して、地域づくり協議会を住民自ら設置することができるとした。協議会の区域は、原則として連区を一地域とした。今年度から西成連区で始まっている取り組みを全地域に広げていきたい。

第4章 議会の役割と責務

議会の役割として、以下の3つを提案している。

- ・市の重要事項の決定および、行政に対する監視・評価を行うこと。
- ・市民に対する説明責任を果たすために、積極的に情報公開を図ること。
- ・政策立案や、政策提言を積極的に行うこと。

ここで、議会の市民参加、情報公開を進めるための仕組みとして、議会を傍聴しやすい日いちの設定やケーブルテレビでの放送なども提案している。

一宮市でも議会自らが、議会基本条例の策定することを望む、と提案している。

第5章 行政の役割

第5章は、以下の項から成り立っている。市長の役割・責務、執行機関の役割・責務、職員の役割・責務、財政運営。この章のポイントは、市長は、市民との協働の推進、健全財政をはかり効果的・効率的で質の高い事業を行う責務があり、執行機関は公平、公正、誠実、迅速かつ効率的に、行政活動を実施する、としている。また特に、財政運営の健全化を求めている。

第6章 実効性の確保

実効性を担保するために、評価のための市民委員会の設置を提案している。

また、条例の見直しも4年をめど、としている。市長選や議会選などは4年サイクルなので、それにあわせている。

若い世代に関連するポイント

大きく3点を挙げている。

1：未成年者のまちづくりに参加する権利（第2章1項）

「未成年者はまちづくりに参加する権利を有します。ただし、強制されることがあってはなりません。」

2：未成年者のまちづくりへの参加の機会（第2章4項）

「未成年者のまちづくりへの参加を促すために、個人で、親子で、学校を通じて、それぞれ参加の機会があることが重要です。」

3：若い世代の参加しやすい活動づくり（第3章2項・3項）

「地域活動団体は住民が参加しやすい活動を行うとともに、若い人を巻きこみ、次世代の担い手を育てます。」

「NPOは市民が参加しやすい活動を行うとともに、若い人を巻きこみ、次世代の担い手を育てます。」

その他にも、「評価」に関連して、市民が行政や議会の活動を市民の視点で評価できる仕組みが必要です。評価の対象となるのは行政が行う事業の費用対効果、達成状況、成果や、財政状況、議会活動などです。評価を行うのは市民の権利であり責務です。市の取り組みに対する「評価」が大事です。

「参加の機会」として、行政が策定する計画・実施・評価の各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参画・参加しやすい環境を整える必要があります。地域における声かけや、活動団体への寄付など、直接参加しない活動も大切なものと位置づけています。

行政が運営する「市民が選ぶ市民活動支援制度」の他に、民間が運営する、市民がまちづくりを資金面で支援する仕組みが必要です。こうしたことを提言し、一人一人の市民が、こんなまちにしたい、いいまちづくりを進めていく仕組みの提案をしています。